

令和7年第1回古殿町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和7年3月6日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案の上程(議案第2号～議案第24号) 23件
日程第 5 請願の処理

出席議員(10名)

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産業振興課長	佐 川 文 夫 君
地域整備課長	矢 内 伸 一 君	住民税務課長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健康福祉課長	生 田 目 太 郎 君
健 康 管 理 センター所長	矢 吹 昭 雄 君	こども園長	吉 田 和 夫 君
教 育 長	渡 邊 宏 文 君	教 育 次 長	佐 藤 奥 枝 君
公 民 館 長	佐 川 富 克 君	代表監査委員	鎌 田 一 浩 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	野 崎 貴 弘	書 記	水 野 梢
---------	---------	-----	-------

開会 午前10時28分

◎開会の宣告

○議長（緑川栄一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第1回古殿町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（緑川栄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、根本太郎兵衛君及び木戸久康君を指名します。

◎会期の決定

○議長（緑川栄一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期決定の件につきましては、去る3月3日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果について議会運営委員長から報告願います。

4番、野崎喜彦君。

〔議会運営委員長 野崎喜彦君登壇〕

○議会運営委員長（野崎喜彦君） それでは、令和7年第1回古殿町議会定例会に当たり、3月3日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、町長提出議案23件のほか、一般質問は5人で9問の通告となっております。このため、会期を本日から3月12日までの7日間とすることで一致を見ました。

日程につきましては、本日は提案理由の説明のほか、別紙会期日程のとおりとなっております。

一般質問に当たりましては、質問要旨を簡潔明瞭として、的確な質疑となるようお願いを申し上げます。

会議規則を守り、能率的な議会運営にご協力をお願いいたしまして報告といたします。

令和7年3月6日

議会運営委員長 野 崎 喜 彦

○議長（緑川栄一君） お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月

12日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月12日までの7日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、会期日程表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（緑川栄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から議案23件の提出がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として町長、教育長、代表監査委員の出席を求めています。また、その委任を受けて副町長、各課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、令和6年11月分から令和7年1月分までの例月出納検査報告書を配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本日まで受理した請願及び陳情・要望は、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、会議規則第127条に基づく議員の派遣については、お手元に配付したとおりです。

次に、3月3日に、議会運営委員の根本重一議員及び根本太郎兵衛議員より辞任願が出されましたため、許可いたしましたので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（緑川栄一君） 町長から挨拶の申出がありました。これを許します。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 令和7年3月古殿町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会へのご出席はもとより、日頃から町発展のためにご精励くださり、厚く御礼申し上げます。

本定例会においては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のほか、令和6年度古殿町一般会計第7次補正予算など計23件の議案を提出いたしました。

東日本大震災から今月11日で14年が経過し、道路等のハード面の復旧、整備は進みましたが、山菜等の出荷制限が続いていることや風評被害が払拭されていないことなど、まだ復興の道半ばであることは言うまでもあ

りません。

古殿町においても、被害が大きかった地域と連携して、真の復興の達成に向けて引き続き邁進するとともに、災害への備えに取り組んでいく所存であります。

それでは、町政をめぐる諸情勢のご報告及び所信の一端を申し上げます。

内閣府が2月19日に発表した月例経済報告によると、景気の基調判断は「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」として、昨年8月に上方修正して以来、7か月連続で同じ判断となっております。

先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と一部懸念も示されております。町としましても、引き続き情報収集等を行ってまいります。

物価高騰対策については、先月1月の議会臨時会において、令和6年度古殿町一般会計第6次補正予算を議決いただき、ふるどの応援商品券事業に取り組むこととしておりますが、2月1日現在で住民登録のある町民1人当たり7,000円の商品券を郵送させていただいております。使用期間は3月15日から5月31日までの予定で、町内の125店舗で使用することができます。

また、令和6年度住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の臨時特別給付金については、対象者への確認書の郵送作業を終えたところであります。確認書が返送され次第、早急に対応します。対象世帯への1人当たり2万円のこども加算分に関しましても、該当者が確認でき次第、早急に対応いたします。

次に、本定例会に提出いたしました令和6年度一般会計第7次補正予算案と令和7年度一般会計予算案の要点を申し上げます。

令和6年度一般会計第7次補正予算案は、各種事業等の経費確定に伴う歳入及び歳出の減額補正及び総務費における地方創生推進事業、民生費における低所得世帯臨時特別給付金事業等2事業、商工費における観光施設維持管理事業等2事業、土木費における道路改良事業等2事業、計7事業、2億1,101万6,000円の令和7年度への繰越しを主な内容としており、経費確定に伴う8,399万8,000円の減額により、令和6年度一般会計予算の総額は50億1,777万1,000円となります。

また、令和7年度一般会計予算案ですが、大規模な事業として道の駅拡張事業等に係る経費を計上したことにより、総額が51億5,300万円、令和6年度当初予算に比べ3億7,600万円、7.9%の増となっています。

それでは、今年度における町政運営の状況等について、第7次振興計画に掲げられた4つの分野に沿ってご説明いたします。

第1に、「人づくり分野」であります。

学力向上に向けた町教育施策の一つとして実施している検定受験の取組についてですが、小学校においては3年生から6年生全員に対して漢字検定の受験支援を、中学校においては全学年全員に対して漢字と英語検定、希望者に対して数学検定の受験支援を実施しました。児童生徒が自己の目標へ向かい挑戦するといった学びの基礎を得るための機会として、今後も継続してまいります。

今年で10年目となる放課後学習会は、中学3年生を対象に、学習塾講師による的確な指導と生徒個々の習熟

度に応じた学習支援を実施し、生徒の進路希望がかなうよう学力の向上を図りました。

この3月、小学校では29名、中学校では39名が卒業を迎え、それぞれ中学校及び各高校へと進学予定です。

令和7年度ふるどのこども園入園予定者数は82名で、そのうち新たに入園するお子さんは12名となっております。

また、小学校校舎照明設備改修工事については、今年度で設計積算業務が完了することから、来年度において早期に発注し、学習環境の改善に努めてまいります。

1月12日には二十歳を祝う会を開催しました。対象者49名中45名が出席し、多くの来賓の前で誓いを立て、大人になった自覚を高めました。

第2に、「健康・生きがい分野」であります。

今年度より第9次介護保険事業計画がスタートしましたが、介護給付費に関しましてはサービスごとに多少ばらつきはあるものの、おおむね昨年度と同様の水準で推移しています。利用者の今後の動向を見守りながら、次期計画策定の判断材料にしていまいります。

子育て対策に関しましては、今年度より実務者会議と称し、年4回、子育て関係の有識者に参集いただき、会議を開催しています。相談のあったご家庭の対応、対策について意見をいただき、進捗状況を共有することにより、日頃の適切な対応、有事の際の対応が確実に行えるよう努めているところです。

令和6年度より、新型コロナウイルスのワクチン接種は65歳以上の方の定期接種となりましたが、令和7年度も同じ形で継続してまいります。また、带状疱疹の予防接種も、65歳以上を対象に新規に令和7年度より取り込む予定ですが、現在、石川郡医師会等と詳細の協議を進めているところです。

第3に、「安心・安全分野」であります。

県道いわき石川線松川工区、仙石・清水地区については、用地補償の説明を各戸で行い、理解を得ているところと聞いております。今後、未着手区間の早期着手、早期完了を引き続き要望してまいります。

町道の整備におきましては、町道下論田鵜巣線について今議会で繰越しの承認をいただき、次年度に施工完了する予定です。その他の改良及び維持工事については、全て年度内に完了いたします。

社会資本総合整備事業で進めている町営住宅改築事業ですが、造成工事の積ブロック工、擁壁工、排水工及び下層路盤工が年度内に完了する予定です。引き続き事業の進捗を図ってまいります。

簡易水道事業においては、生活基盤近代化事業で進めていた今年度及び繰越工事2件について、2月末までに完了しました。

農業集落排水事業においては、農業農村施設維持管理事業で進めていた繰越工事3件について、順調に施工が進み、処理施設、管路施設とも年度内に完了する予定です。

公共交通最適化事業については、国の規制緩和の状況を踏まえ、最適な公共交通の運行に向け検討を深めておりますが、令和7年度においては、委託事業によりデマンド交通を導入してまいりたいと考えております。

第4に、「産業分野」であります。

まず、農業関係です。令和6年産の主食用米については高値で取引が行われており、米農家の生産意欲の高まりが感じられるものの、依然として肥料や資材などの価格高騰が続いており、経営状況はまだまだ厳しいものとなっております。

来年度の古殿町における主食用米の作付目安は、185ヘクタールとされています。今後、農家の方々に作付数量の目安を通知するとともに、来年度の経営所得安定対策の取組についても協議していきたいと考えております。

農家及び地域支援として、引き続き中山間地域等直接支払交付金事業が48集落、多面的機能支払交付金事業が35組織で取組が行われる予定となっております。

農業の6次化については、大豆栽培を促進し、収穫された大豆を大豆ミートに加工して販売するとともに、学校給食にも利用しているところですが、今年度は約15トンの大豆が収穫されました。

今後は、引き続き製造された大豆ミートの利用、販売促進と来年度の栽培に向けた周知等を進めてまいります。

林業に関しては、今年度実施している森林再生事業の竹貫・仙石地区及び広葉樹林再生事業の山上・田口地区の森林整備については、年度内に完了する予定となっております。

観光振興に関しては、関係人口、交流人口の拡大が期待される地域体験イベント「フルドノタイム」において、37の体験プログラムを用意し、4月6日から7月26日までの期間で開催する予定となっており、現在、参加申込みの受付を行っているところであります。

おふくろの駅拡張事業については、造成工事に向けた測量設計及び基本構想・基本計画策定業務を進めているところであります。

以上が、第7次振興計画に掲げられた4分野についての町政運営の状況であります。

以上、町政をめぐる諸情勢について、ご報告及び所信の一端を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただくようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（緑川栄一君） 続いて、監査の報告を求めます。

代表監査委員、鎌田一浩君。

〔代表監査委員 鎌田一浩君登壇〕

○代表監査委員（鎌田一浩君） 例月出納検査を実施しましたので報告いたします。

令和6年12月23日に令和6年度11月分の例月出納検査を、令和7年1月23日に令和6年度12月分を、令和7年2月25日に令和6年度1月分をそれぞれ実施いたしました。

1ページをお開き願います。

検査の手続は、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

検査の結果につきましては、3月とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は、計数上の誤りはありません

でした。

会計別収支計算表及び各月末の現在高の保管状況は、報告書記載のとおりであります。

以上、検査の結果の報告であります。

○議長（緑川栄一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

大変ご苦労さまでございました。

◎議案の上程（議案第2号～議案第24号）

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第2号から議案第24号まで一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、条例の条文、表及び予算の別表については省略させます。

〔事務局長朗読〕

◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日提案いたしました議案23件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、県に準じ、給料表及び扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当の諸手当を改正するものであります。

給料表の改正は、3級は1号から4号を、4級及び5級は1号から8号を、6級は1号から12号をそれぞれ削減するものであり、現在の職員に対する給料の上昇はありません。

通勤手当は、新幹線通勤者等に対する支給限度額を15万円に改めるものであります。

扶養手当は、配偶者に対しては廃止し、子に対する手当額を1万円から1万3,000円にするものであります。

管理職員特別勤務手当は、該当する時間帯について、現在の午前零時から午前5時までの間を午後10時から午前5時までの間とするものであります。

寒冷地手当は、手当の額を世帯主で扶養親族のある職員は、1万7,800円から1万9,800円にする等であります。なお、寒冷地手当は人事院規則の改正により、当町については令和7年度から支給対象となります。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の文言を修正するものであります。

あわせて、地方公務員法の規定により失職とされるものの、条例により特例として失職を免れるものの罪について、公務執行上の交通事故との限定を、過失によるもので、かつ、刑の執行を猶予されたものに改めるものであります。

議案第4号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 古殿町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 古殿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 古殿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 古殿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、関係する法令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 古殿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法の改正により、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業に関する保育所等に通っていない満3歳未満の子供が一定時間通園可能となる制度の運用に当たり、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案第10号 財産の取得については、三株山頂に通ずる登山道が存在する当該土地について、古殿町大字山上字三本櫓27番地、大竹芳雄と売買の仮契約を締結したことから、土地合計15万7,475.48平方メートル、金額2,362万1,322円で取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該土地は、土地開発基金により先行取得するものであります。

議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現在の人権擁護委員である渡邊英子氏が令和7年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第12号 令和6年度古殿町一般会計第7次補正予算は、歳入歳出それぞれ8,399万8,000円を減額し、総額を50億1,777万1,000円とするものであります。

歳入歳出とも、基本的に各種事業の確定に伴う補正であります。

歳入につきましては、町税における国の施策による住民税の定額減税が行われたことに伴う1,707万1,000円の減、その減額分を補填する地方特例交付金が1,747万6,000円の増、地方交付税における職員給与等の増額に係る追加交付分として6,731万7,000円の増、土木費国庫補助金における町営住宅等建設事業に係る5,881万3,000円の減、不動産売却収入における三株地内国有林野分収林立木売却収入1,678万5,000円の増、総務費寄付金のふるさと納税に係る寄付金502万2,000円の増等が主な内容です。

また、歳出につきましては、総務管理費における基金積立事業の増等、その他で合計2億1,216万4,000円の増、社会福祉費における低所得世帯臨時特別給付金事業の減、その他での合計1,007万6,000円の減、保健衛生費における予防接種委託料の減等、その他で合計3,283万3,000円の減、農業費における戦略的産地づくり総合

支援事業の減、その他で合計1,443万円の減、道路橋りょう費における工事請負費の減、その他で合計4,435万2,000円の減、住宅費における工事請負費の減、その他で合計1億4,661万6,000円の減、教育総務費におけるスクールバス運行業務委託料の減、その他で合計1,677万3,000円の減等を主な内容としております。

令和6年度から令和7年度への繰越明許費につきましては、道路橋りょう費における道路改良事業（社会資本整備総合交付金）1億円など合計7事業、2億1,101万6,000円であります。

議案第13号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第4次補正予算は、歳入における介護保険料の増及び支払基金交付金の減等、歳出における総務管理費の介護保険システム改修委託料の減等が主なものであり、合計426万円、歳入歳出を減額補正するものであります。

議案第14号 令和6年度古殿町後期高齢者医療特別会計第2次補正予算は、歳入における後期高齢者医療保険料の増等、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増であり、合計30万8,000円、歳入歳出を増額補正するものであります。

議案第15号 令和6年度古殿町宅地造成事業特別会計第2次補正予算は、宅地造成地2区画の販売が見込まれることによる土地売却収入768万8,000円を歳入で計上する一方で、歳出の予備費へ同額を計上し、歳入歳出を増額補正するものであります。

議案第16号 令和6年度古殿町簡易水道事業会計第2次補正予算及び議案第17号 令和6年度古殿町下水道事業会計第2次補正予算は、いずれも年間所要見込額の減少のため、歳入歳出を減額補正するものであります。

議案第18号 令和7年度古殿町一般会計予算は、歳入歳出をそれぞれ51億5,300万円とするものであります。大規模な事業として道の駅拡張事業及び町営住宅等建設事業に係る経費を計上したことにより、令和6年度当初予算に比べ3億7,600万円、7.9%の増となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税については、今年度比0.9%減の4億8,352万4,000円、地方譲与税については、今年度比4.5%増の1億252万円、地方消費税交付金については、今年度比3.2%増の1億2,147万8,000円、地方交付税については、今年度比9.2%増の23億2,109万7,000円、国庫支出金については、今年度比31.4%減の1億9,988万9,000円、県支出金については、今年度比25.2%増の2億6,311万4,000円、繰入金については、今年度比4.2%増の5億4,517万8,000円、諸収入については、今年度比436.5%増の2億1,503万4,000円、町債については、今年度比2.1%増の7億6,480万2,000円を計上しております。

これらのうち、繰入金の主な内訳は、財政調整基金繰入金が3億181万9,000円、減債基金繰入金が2億円です。

また、町債の主な内訳は、過疎対策事業債が1億7,920万円、辺地対策事業債が1億3,990万円、緊急防災・減災事業債が3億410万円、緊急自然災害防止対策事業債が5,660万円、公営住宅建設事業債が8,500万円であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

各種事業のうち、比較的規模が大きな主要事業として、総務費における財産管理事業3,178万9,000円、地域おこし協力隊事業2,050万5,000円、公共交通事業4,052万6,000円、事業機器・システム保守等事業2億111万9,000円、標準化システム運用事業2,857万円、戸籍・住民基本台帳等登録及び証明事業2,626万9,000円、民生

費における社会福祉協議会事業2,813万1,000円、障害者自立支援給付費事業1億5,411万円、障害児通所給付費事業1,108万7,000円、子ども医療費・育成医療費助成事業2,001万9,000円、児童手当支給事業8,866万2,000円、こども園運営事業3,964万4,000円、老人福祉事業3,142万8,000円、衛生費における予防接種事業2,814万8,000円、健康増進事業2,652万7,000円、廃棄物処理事業1億4,431万1,000円、農林水産業費における中山間地域等交付金事業5,568万5,000円、園芸振興事業2,114万8,000円、農道維持管理事業2,048万8,000円、水田農業振興事業3,619万円、ふくしま森林再生事業8,915万2,000円、森林環境譲与税事業2,427万5,000円、林業施設維持管理事業3,493万円、商工費における観光施設維持管理事業3,542万8,000円、道の駅ふるどの拡張事業8,714万7,000円、土木費における道路改良事業（補助）4,541万円、道路改良事業（町単）3億2,901万5,000円、道路維持補修事業（町単）1億6,261万7,000円、河川改修事業2,000万円、町営住宅等建設事業8,990万5,000円、消防費における防災無線管理運営事業5,661万7,000円、教育費における教育総務事務局事業1億5,951万8,000円、古殿小学校校舎設備改修事業2,678万5,000円、町民プール維持管理事業4,136万2,000円。

なお、公債費につきましては、今年度比4%増の7億5,276万8,000円を計上しています。令和7年度末の地方債残高は51億6,711万2,000円になる見込みであります。

そのほか、古殿小学校照明設備改修事業については、複数年度にわたって工事を予定するため、令和7年度から令和8年度までの継続費4,868万6,000円を設定いたします。

議案第19号 令和7年度古殿町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億8,359万7,000円とするものであり、令和6年度当初予算に比べ2,511万5,000円、4.5%の増となっております。

議案第20号 令和7年度古殿町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億1,767万円とするものであり、令和6年度当初予算に比べ586万6,000円、0.7%の減となっております。

そのほか、複数年度にわたって継続される高齢者福祉計画及び介護保険計画策定業務については、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為682万円を設定いたします。

議案第21号 令和7年度古殿町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6,963万1,000円とするものであり、令和6年度当初予算に比べ296万円、4.4%の増となっております。

議案第22号 令和7年度古殿町宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3,000円とするものであり、令和6年度当初予算と同額とするものです。

議案第23号 令和7年度古殿町簡易水道事業会計予算は、収益的収入は1億1,524万5,000円、収益的支出は1億1,272万円、資本的収入は7,495万6,000円、資本的支出は8,041万3,000円となっております。大きな工事としましては、配水管布設替工事及び機器更新を予定しております。

議案第24号 令和7年度古殿町下水道事業会計予算は、収益的収入は農業集落排水事業では1億4,255万7,000円、林業集落排水事業では5,274万円、収益的支出は農業集落排水事業では1億4,259万3,000円、林業集落排水事業では5,274万1,000円、資本的収入は農業集落排水事業では2,283万5,000円、林業集落排水事業では670万1,000円、資本的支出は農業集落排水事業では2,709万円、林業集落排水事業では720万円となっております。特に大きな工事は予定しておりません。

以上、本定例会提案の23件の議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎請願の処理

○議長（緑川栄一君） 日程第5、請願の処理を議題とします。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願、請願第3号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願の3件です。

まず、請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

4番、野崎喜彦君。

〔4番 野崎喜彦君登壇〕

○4番（野崎喜彦君） それでは、請願の趣旨をご説明申し上げます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてでございます。

2025年2月10日

古殿町議会議長 緑 川 栄 一 殿

請願者 日本労働組合総連合会 福島県連合会石川地区連合

議長 森 勝 貴

住所 石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前393-1

紹介議員

野 崎 喜 彦

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

請願要旨。

2024年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にあります。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労務局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い申し上げます。

ちなみに、2024年の福島県の最低賃金は955円、全国平均は1,055円でございます。

以上、趣旨をご理解の上、ご採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。説明といたします。よ

ろしくお願いします。

○議長（緑川栄一君） 続いて、請願第2号及び請願第3号について、紹介議員の説明を求めます。

7番、岡部淳一君。

〔7番 岡部淳一君登壇〕

○7番（岡部淳一君） 請願第2号及び第3号について、請願の趣旨をご説明申し上げます。

請願団体は、新日本婦人の会福島県本部。会長、井上裕子。住所、福島市舟場町3-26です。

請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願。

夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

国連人権理事会等の国際機関も勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われているものといえます。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しました。

衆議院選挙を経て、国会状況は大きく変化し、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっております。同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

以上、下記項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう請願を申し上げます。

続きまして、請願第3号、趣旨を述べさせていただきます。

国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願。

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。事実上の平等実現を求める内容で、現在、締約国は189、日本は1985年に批准しています。

選択議定書は、現在115か国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、選択議定書の早期批准は急務です。男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で日本は2023年度、146か国中125位と過去最低となりました。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会が日本に対し4回目の勧告を行いました。第5次男女共同参画基本計画では、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしています。日本政府に選択議定書批准を求める意見書を上げた地方議会は、12府県議会を含め279に上ります。この動きをさらに広げるために、速やかな批准を求める意見書を提出するよう請願を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご採択くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（緑川栄一君） ただいま議題となっています請願第1号、第2号及び第3号は、総務常任委員会に付託します。

所管の委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（緑川栄一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

皆さん、在席をお願いいたします。

今議会をもって退任されます鎌田代表監査委員からご挨拶をいただきます。

〔代表監査委員 鎌田一浩君登壇〕

○代表監査委員（鎌田一浩君） 私、3月末をもちまして、任期満了ということで退任することになりました。

一言ご挨拶を申し上げます。

顧みますと4年前、町の代表監査という非常に重要で重い職に就くことになりました。私として、どのように取り組んでいったらいいのか、いろいろ思い悩み、考えたところではありますが、監査が機能する組織においては職員を救うことができると、監査が機能しない組織はやがて衰退すると、そういうふうに言われておりますので、機能する監査をしたいと、そういうふうな思いで4年間実施してまいりました。

また、事業の評価だけでなく、次につながるような、そういう助言等が言えたらいいなとも思いながらやってまいりました。

定期監査においても、大きなテーマを設けるのではなく、ふだん見られることがないような具体的な事務についても、テーマとして見てまいりました。職員の人のにとっては、緊張感を持って対応していただいたなと思っております。

今、任務を全うして退任できること、非常に安堵しております。

皆さんにあっては、健康に留意されて、町の振興計画の目的達成のために引き続きご尽力していただきたいと願っております。

4年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（緑川栄一君） ご苦労さまでした。今後とも、まちづくりにご協力をお願いいたします。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時40分